【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

F-261 慢性腎臓病に対するカルシトリオール及びアルファカルシドールの算定について

《令和 8 年 8 月 27 日新規》

○ 取扱い

慢性腎臓病（ステージ G4、G5 及び G5D）に対するカルシトリオール（注射剤を除く）（ロカルトロールカプセル等）及びアルファカルシドール（アルファロールカプセル等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

CKD 診療ガイド 2024（日本腎臓学会）の MBD※治療の実際において、ステージ G4 では「血清 Ca 値の低下はまだ始まっていないが、PTH 上昇を抑える目的で活性型ビタミン D 製剤の使用を考慮する。」とされ、ステージ G5 では「活性型ビタミン D 製剤は PTH 値を抑制するとともに血清 Ca 値を正常範囲に保つうえで有効である。」とされている。

カルシトリオール（注射剤を除く）（ロカルトロールカプセル等）及びアルファカルシドール（アルファロールカプセル等）は、慢性腎不全におけるビタミン D 代謝異常に伴う諸症状の改善を効能又は効果とする活性型ビタミン D3 製剤であり、慢性腎臓病のステージ G4、G5 及び G5D について慢性腎不全に相当すると判断される。

以上のことから、MBD が生じるとされる慢性腎臓病（ステージ G4、G５及び G5D）に対するカルシトリオール（注射剤を除く）（ロカルトロールカプセル等）及びアルファカルシドール（アルファロールカプセル等）の算定は、原則として認められると判断した。

※MBD (mineral and bone disorder)：骨・ミネラル代謝異常